

平成29年度 法科大学院入学者選抜試験問題

民 法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は90分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、必ず黒か青のペンまたはボールペン(鉛筆は不可)を使用してください。
5. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
 - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
 - (2) 解答用紙は、3枚あります。3枚目の解答用紙にも受験番号・氏名を記入し、ホチキスは、はずさないで使用してください。
 - (3) 訂正する場合は、＝線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
 - (4) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
6. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
7. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

【民 法】

民法】

解答はすべて解答用紙の所定欄に記入しなさい。

第1問

次の各問いの（ ）に入る言葉を答えなさい。なお、（ ）が複数ある場合は、同じ言葉が入るものとする。（各4点×10問）

- (1) （ ）というためには、団体としての組織をそなえ、そこには多数決の原則が行われ、構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続し、その組織によって代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定しているものでなければならない。
- (2) 民法は、動産の占有には（ ）を認め、所有権者でない単なる占有者を所有権者と信じて取引をした者について即時取得の制度を認めているが、不動産の登記には（ ）を認めていないので、不実登記を信頼して取引をしても、原則として第三者は保護されない。
- (3) （ ）は、民法が規定する法定担保物権で、法律の定める特殊の債権をもつ者が、債務者の総財産あるいは特定の動産・不動産から、優先弁済を受けることができる担保物権である。
- (4) 指名債権の譲渡は、譲渡人が債務者に通知をし、又は債務者が承諾をしなければ、債務者その他の第三者に対抗することができないが、債務者以外の第三者に対抗するためには、（ ）によって通知又は承諾をしなければならない。
- (5) 双務契約において、一方の債務が債務者の責めに帰することのできない理由で債務を履行することができなくなった場合に、他方の債務が消滅するか、存続するかという問題が（ ）の問題である。
- (6) 家屋賃貸借における（ ）は、賃貸借存続中の賃料債権のみならず、賃貸借終了後家屋明渡義務履行までに生ずる賃料相当損害金の債権その他賃貸借契約により賃貸人が賃借人に対して取得することのあるべき一切の債権を担保し、賃貸借終了後、家屋明渡がなされた時において、それまでに生じた一切の被担保債権を控除しなお残額があることを条件として、その残額につき（ ）返還請求権が発生する。
- (7) 黒煙をみつけたので隣家の戸を壊して隣家に入り消火するなどのように、法律上の義務がないのに他人のためにその事務を処理することを（ ）という。
- (8) 当事者間で離婚について協議ができなければ、裁判所の手を経て離婚が行われるが、離婚の訴訟を提起する前に、当事者は家庭裁判所に（ ）の申立てをしなければならない。
- (9) 民法では、遺産の分割は、相続開始の時にさかのぼってその効力を生ずるが、第三者の権利を害することはできないとする一方、（ ）をした者は、その相続に関しては、初めから相続人とならなかったものとみなすとしている。
- (10) 本当は金銭を与える意思がないのに与えると冗談でいう場合のように、表示上の効果意思に対応した内心的意思が欠けており、かつ、表意者がそのことを知っている意思表示を（ ）という。

第2問

次の問題について、判例の考え方を述べなさい（両問とも解答用紙各10行以内で記入すること）。

- (1) 民法34条の法人の目的の範囲に関し、税理士会の政党など政治資金規正法上の政治団体に対する金員の寄付の事例を用いて論じなさい。（配点20点）
- (2) 民法715条の使用責任の要件である「事業の執行について」の解釈に関し、被用者の行為の相手方が悪意又は重大な過失がある場合にも言及しつつ論じなさい。（配点20点）

第3問

Aは、平成28年1月15日に、自己所有の土地をBに3000万円で購入する契約を締結し、Bの代金支払いについては、同年2月1日に引渡しと引き換えに代金の一部1000万円を支払い、同年3月1日に移転登記と引き換えに代金の一部1000万円を支払い、同年4月1日に残代金1000万円を支払うこととされた。ところが、Bは、同年2月1日と同年3月1日の代金支払いは、それぞれ引渡し及び移転登記と引き換えにAになされたが、同年3月30日に友人Yの連帯保証人としての責任を債権者Xから追及されたため、同年4月1日にAに支払う予定で準備していた1000万円をBはXに支払わざるをえなくなり、同年4月1日のAへの支払いをBは行うことができなかった。

資金が必要になったBは、Cに対して本件土地を同年5月10日に代金3000万円で転売して引き渡したが、CがBに代金を支払わないため登記はCに移転していない。

この場合において、次の各問いに答えなさい（なお、各問いは独立しているものとする）。

- (1) Bの残代金1000万円が支払われないことから、AはBに相当な期間の催告をしそれでも支払いがないため、AはBとの契約を同年4月25日に解除した。この場合におけるAC間の法律関係を説明しなさい。（配点10点）
- (2) Cは、同年6月1日に、Dに対して、本件土地を賃貸し、本件土地の引渡しを受けたDは、そこに家屋を建て、同年9月1日に本件建物の保存登記をした。
- Bの残代金1000万円が支払われないことから、AはBに相当な期間の催告をしそれでも支払いがないため、AはBとの契約を同年9月5日に解除した。
- この場合におけるAC間及びAD間の法律関係を説明しなさい。

(AC間 配点10点)

(AD間 配点20点)